

令和4年度第3回調布市入札等監視委員会の会議概要

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 開催日時 | 令和5年3月27日(月) 午後3時00分から4時30分まで | |
| 開催場所 | ウェブ開催 | |
| 出席者 | 委員 | 櫻井 務 委員長(学識経験者) 本多 秀毅 委員(公認会計士) 柴田 亮子 委員(弁護士) |
| | 所管課 (発注課) | 教育部 東部公民館 (オブザーバー 総務部 営繕課) 都市整備部 街づくり事業課 環境部 下水道課 |
| | 事務局 | 総務部契約課 永山課長, 安倍契約係長, 三澤工事担当係長, 吉澤主任 |
| <p>次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市東部公民館外部エレベーター設置ほか工事(不調・制限付き一般競争入札)</p> <p>イ 令4調布駅北側駅前広場車道舗装工事(不調・制限付き一般競争入札)</p> <p>ウ 令4調布駅南側電線共同溝整備工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>エ 令4調布駅南側下水道管移設工事(不調・特命随意契約)</p> <p>(2) 審査結果集約</p> <p>3 閉 会</p> | | |
| <p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市東部公民館外部エレベーター設置ほか工事(不調・制限付き一般競争入札)</p> <p>【事業・工事概要説明】</p> <p>○東部公民館</p> <p>本件の工事場所は調布市若葉町1丁目29番地21, 令和4年11月7日に契約締結し, 工期は令和4年11月8日から令和5年12月22日まで。発注理由として, 本件は調布市東部公民館外部にエレベーターを設置することによりバリアフリー化を図るもの。東部公民館は保育園・児童館と一体となった複合施設の2階部分に位置し, 往来には外部階段を利用しなければならず, かねてより利用団体からエレベーターの設置要望が出されていた。</p> <p>補足として, 東部公民館は社会教育法に位置づけられた社会教育施設として, 昭和50年6月に開館し, 地域住民の学習活動の拠点として, また, 学習活動を通じた地域住民の</p> | | |

交流の場として、講座・講演会などの主催事業のほか、展示会、地域文化祭、共催事業などを実施している。また、館内には、学習室、会議室、和室、調理室を備え、用途に応じた学習活動に活用されている。

工事内容は、エレベーター設置工事（エレベーター棟増築）、電気設備工事、機械設備工事を行うものである。

【入札・契約手続説明】

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の建築工事であることから、要綱及び実施基準に基づき、一般競争入札を実施したところ、全者辞退により不調となったが、工事内容を見直し、制限付き一般競争入札を実施した結果、契約に至った案件。

初めに、1回目の入札手続について、本件は、調布市立東部保育園、調布市立東部児童館、調布市東部公民館外部エレベーター設置ほか工事として令和4年6月1日に契約することを想定し、入札手続を開始した。なお、最低制限価格は不調となったため非公表としている。

設計金額は1億2,000万円余の金額で、業種は建築工事であることから、実施基準の別表に照らすと設計金額が9,000万円以上1億5,000万円未満の区分に該当するため、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店600点以上とした。また、設計金額が5,000万円以上であることから、令和4年4月19日の令和4年度第1回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は令和4年4月28日、申請書提出期限は5月11日で、申込みは5者からあったが、5月30日に開札したところ、半導体不足によりエレベーターの調達見込みが立たず工期が不足したことから、全者辞退により不調になった。

2回目については、工事内容を見直し、再発注した。再発注に係る手続等について、設計金額は外壁及び屋上防水工事を分離したことに伴い8,000万円余の金額となった。また、業種は建築工事であることから、実施基準の別表に照らし、設計金額が5,000万円以上9,000万円未満の区分に該当するため、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店600点以上1,200点未満とした。また、設計金額が5,000万円以上であることから、令和4年10月11日の令和4年度第8回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は10月17日、申請書提出期限は10月24日で、4者から申込みがあった。11月2日に開札し、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから落札決定を行い、11月7日に契約を締結した。

なお、1者の辞退理由について、技術者不足の旨を確認している。

また、当初エレベーター棟等増築工事と外壁及び屋上防水工事を一括発注した経緯につ

いて、エレベーターの設置は、東部公民館が施設の2階であることから、かねてより利用者からの要望が多く、バリアフリー化を図るためにもできるだけ早く設置する計画であった。また、エレベーターを設置する場合には新たにエレベーター棟を増築する必要があったため、これまで建築工事として発注してきた外壁及び屋上防水と同じ業種であることから、併せて発注した。

【質疑応答】

○委員

入札手続について、1回目の不調の理由は、半導体不足で工期が不足したということだが、結局のところ、工期を短くするために外壁と屋上防水を分離発注にしたということになるわけか。それとも半導体不足の部分について、調達の見込みが立ったのか。

○事務局

経過として、本件については当初、屋上防水・外壁工事とエレベーター工事を一括して発注したものの、エレベーターに係る半導体不足が原因で不調となった。そのため、まずは外壁と屋上防水、施設の維持保全の部分を先に施工することとした。一方で、エレベーターについては半導体不足等々の資材の調達のめどが立ったところで発注するという切り分けを行った。

○委員

了解した。ちなみに、外壁と屋上防水は施工済みか。

○事務局

はい。

○委員

発注の経過については理解したが、半導体不足に関しては今現在もかなり続いている状況だと認識している。そして、そのような状況下においては、今後も発注方法等については様々な検討が求められるのではないかと。また、不調等を防ぐためにも、工事内容を確認し、発注内容を一括とするのか、それとも分割・分離するのかといった検討が大きな課題となっているという印象を受けている。

○事務局

事務局としても、業種によっては分離発注し、様々な事業者が入札に参加しやすい環境を整え、入札の不調・中止の発生を抑制することを目的に、これまでも分離発注を実施している。ただ、昨今の資材不足の関係で、今回のエレベーターのように、工種によっては、部材の調達が難しく、その影響で工期内に施工できない状況が生じる場合もあり、1つの工事として発注してしまうと不調・中止のリスクが高まることを懸念している。

そのため、例えば、半導体などの部材が調達しやすいタイミングを見計らって発注したように、部材の調達見込みを確認しながら工事を切り分け、工事主管課と連携しながら発注していく点が、これまでの分離発注の考え方とは少し異なった対応である。

○委員

本件については、半導体が順調に調達できると事業者が考えて、応札したと考えて良い

か。

○事務局

はい。

○委員

半導体については、給湯機関係で調達しにくい状況が続いていると聞いているが、市の工事に関して、半導体不足が影響している分野は把握しているのか。

○事務局

機械設備関係、電気関係などで半導体不足の影響を受けていると認識している。

○委員

了解した。

○委員長

これで1件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

イ 令4 調布駅北側駅前広場車道舗装工事（不調・制限付き一般競争入札）

【事業・工事概要説明】

○街づくり事業課

本件の工事場所は調布市小島町2丁目60番地先から布田1丁目39番地先まで。契約締結日は令和4年11月7日。工期は令和4年11月8日から令和5年6月30日までの繰越し工事。設計金額が1億4,521万7,600円、契約金額は1億4,520万円である。

発注理由について、本工事では調布駅北側ロータリー一部及び北側ロータリーから調布駅北口交差点までの区間についての車道舗装及び街築を行うものである。そして、発注業種は道路舗装工事で、工事内容については、土工、排水構造物工、街築工、舗装工、道路照明、電気設備、道路植栽、区画線、仮設工、及び交通管理工である。

【入札・契約手続説明】

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の道路舗装工事として、要綱及び実施基準に基づき、一般競争入札を実施したところ、全者辞退により不調となったが、工事内容を見直し、制限付き一般競争入札を実施した結果、契約に至った案件。

初めに、不調になった1回目の入札手続の経過について、設計金額は1億1,000万円余の金額で、業種は道路舗装工事であることから、実施基準の別表に照らすと設計金額が9,000万円以上1億5,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値に

についても、実施基準のとおり市内本店600点以上とした。なお、完成工事实績については予定価格の3分の1以上を求めた。また、設計金額が5,000万円以上であることから、令和4年8月2日の第5回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は8月8日、申請書提出期限は8月19日で、3者から申込みがあったが、積算超過及び技術者不足を理由に全者辞退となり、不調になった。

2回目の発注に向けて工事を見直すため、ヒアリングを実施した。その結果、通常の積算では施工の実情に合わないところが、2点あることが判明した。

1点目として、ロータリー内は積算基準の標準作業量で施工することができず、施工区割を細かく分割して施工する必要があることが判明した。そのため、施工区割に応じたすりつけ舗装工を計上するとともに、それに併せて交通誘導員の配置日数、配置人数を増量することとした。2点目として、ロータリー内のバス通行量が多く、バスの便数が少ない時間帯でないと施工できないことが判明したことから、工事の時間制約を設けた。

上記の対応により、設計金額は約3,000万円増額され、1億4,000万円余の金額になった。また、業種は道路舗装工事であることから、実施基準に照らすと設計金額が9,000万円以上1億5,000万円未満の区分に該当するため、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。一方、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店600点以上とした。また、設計金額が5,000万円以上であることから、令和4年10月11日の令和4年度第8回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は10月17日、申請書提出期限は10月24日で、3者から申込みがあった。11月2日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから、落札決定を行い、11月7日に契約を締結した。

なお、2者の辞退理由について、積算超過及び技術者不足の旨を確認している。

【質疑応答】

○委員

北側の駅前広場については、電線共同溝整備工事は済んでいるのか。

○街づくり事業課

北側については、電線共同溝を整備している。

○委員

今回、不調結果を受けて約3,000万円の増額をした理由がすりつけ舗装工を細かく分割して施工する必要性があった点と時間的制約を設けた点ということだが、これについては、事前にある程度高低差があることは分かっていたのではないかと。また、標準作業量で施工することができないというのに気づくのが遅いのではないかなという印象を受けた。あと、時間的制約の要因となった、ロータリー内の交通量が多いという点も事前に把握できたのではないかと。

○街づくり事業課

ロータリー部については、整備を段階的に実施し、現在の形状における規制等の予測が難しかった。また、施工時間についても、当初想定していた時間帯でも施工が可能と考えていた。

ただ、結果として不調となったため、その要因を市内事業者にヒアリングすると、当初の施工計画や作業時間帯では施工が難しいことが判明した。

○委員

ロータリー舗装について、高低差を事前に把握して施工するものではないのか。

○街づくり事業課

高低差については、見込んでいたが、施工区割を細かく分割して施工することに伴い増えた。

○委員

確認だが、北側ロータリーの地盤面は、高低差が元々あるのか。

○街づくり事業課

工事場所の地盤面に高低差が元々あるということではない。舗装には表層と基層があり、施工中に一旦、基層の段階で開放する施工計画を改めて立てたことにより、施工中の基層と未施工の表層との間で、高低差が生じるものである。

○委員

元の地盤面とは関係なく高低差が出る計画であったのか。

○街づくり事業課

元々仮設的なすりつけにより、高低差が生じる計画であった。

○委員

今回、細かい分割・区割りが必要になった理由を改めて確認したい。

○街づくり事業課

調布駅北側のロータリーは、バス交通が多いことから現状復旧を考慮すると、標準的な直線道路と比較して、細かく区割りして施工する必要が生じた。

○委員

ロータリーの形状はあらかじめ分かっていたと思うが、当初の想定よりも、区割りを増やさなければならなかったということか。

○事務局

工事主管課が事業者ヒアリングの結果、ロータリーの形状に合わせて工事するためには、当初の想定よりも細かく区割りをを行い、段階的に施工しなければならないことが判明した。

○委員

了解した。今回は、施工計画において当初から見込むことが難しかった要因について理解した。ただ、今後の予定では南側も舗装工事を行うと思うが、区割り等の対応も含めて、次は増額することがないように対応していただきたい。

○委員

1回目の不調と2回目も応札したのは1者のみ。それ以外は辞退している。このことを

踏まえると、そもそも積算した金額が妥当であったのかという印象を受ける。一連の入札結果を受けて、何かしらの検証はしているのか。

○街づくり事業課

今後、工事を進めていく中で、実際の工事内容と積算を照し合せて検証し、次回以降の積算に反映したいと考えている。

○委員

了解した。過去にも調布駅前のロータリー部分の工事において、不調が発生した案件があったと記憶している。ここのロータリー部分は、確かに交通量が多いことから、適切な範囲での工事発注を事前に検討しなければならないと考える。また、今後の整備計画を踏まえると、適切な工事の発注形態の検討が重要になると思う。

○委員

これまでの委員の質問と重複する部分になるが、再発注に際して金額を増額したことに違和感を覚える。道路舗装工事において、地中埋設物など予期せぬものが出てきたなどとは異なり、ロータリー部分は予め分かっていたのではないか。

今回、工事の設計は直営か、それとも委託なのか。

○街づくり事業課

設計は委託で実施した。

過去のロータリー工事において、施工範囲の面積を一括して計上して積算していたという経緯があった。それを踏まえて、今回も同様に積算を行った。

○委員

今回の工事について、再発注したことよりも、委託して実施した設計が現状にそぐわない内容であったことの方が問題であると捉えている。

再発注に向けた設計は、委託したのかそれとも直営なのか。

○街づくり事業課

再発注に向けた設計は、委託業者に確認しながら、実施した。

○委員

今回、設計を委託した意味はあったのか。設計は、現場を確認して、その現場に合わせて実施するものだと思うが、今回の設計内容は現場の状況に即していなかった。この点が、問題だと考える。

今回の件を踏まえて、今後はどのように対応していくのか確認したい。

○街づくり事業課

設計を委託する場合も含めて、今後は設計段階においても施工計画を重視し、実際に施工できる内容となっているかという視点をより強く意識し、設計を行うようにする。

○委員

時間と費用を掛けるなら、非効率な結果にならないようにしていただきたい。

○委員長

これで2件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしい

か。

(全委員了承)

ウ 令4調布駅南側電線共同溝整備工事（制限付き一般競争入札）

【事業・工事概要説明】

○街づくり事業課

本件の工事場所は調布市小島町2丁目60番地先から布田4丁目16番地先まで。契約締結日は令和4年9月1日で、工期は令和4年9月2日から令和5年3月15日まで。設計金額は8,198万200円で、契約金額は、7,414万円である。

発注理由について、本工事では南側広場の電線共同溝整備を行うものである。発注業種は一般土木工事、工事内容については、管路工、プレキャストボックス工、舗装版撤去工、土工、仮設工である。

【入札・契約手続説明】

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の一般土木工事として、要綱及び実施基準に基づき、制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額は8,000万円余の金額で、業種は一般土木工事であることから、実施基準に照らすと設計金額が5,000万円以上9,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店600点以上1,200点未満とした。

なお、完成工事实績は、予定価格の3分の1以上を求めた。また、設計金額が5,000万円以上であることから、令和4年8月2日の第5回調布市業者指名等適格審査会において入札参加資格を付議し、承認を得ている。

公告は8月8日、申請書提出期限は8月19日で、5者から申込みがあった。8月30日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから落札決定を行い、9月2日に契約を締結した。

なお、4者の辞退理由について、全者技術者不足の旨を確認している。

【質疑応答】

○委員

工事の施工範囲を確認したい。駅の周辺は既に電線が地中化されているのか。

○街づくり事業課

今回の工事を行うことで、駅周辺も含めて広場全体を無電柱化する。

○委員

了解した

○委員

本件についても、1者のみ応札し、それ以外は辞退し、その辞退理由は、技術者不足が多かった。この辞退理由を踏まえると、発注時期がポイントになると思うが、施工時期を早めることはできなかったのか。

○街づくり事業課

本件は、令和3年度に設計を実施し、手続関係を令和4年度の前半に行い、法的な対応等が完了した段階で発注したことにより、少し時期が遅くなってしまった。手続関係等を前倒しすれば、実際にはもう少し早く発注することができ、技術者不足という点も解消できるのではないかと見込んでいる。

○委員

複数の事業者が入札に参加し、応札者が決まるような環境にしていかなければならないと考える。また、技術者不足が慢性的だとするのであれば、年度の早い時期に発注（施工）できるように検討していかなければならないのではないかと。

○事務局

発注（施工）時期に関する内容があったため、事務局から少し補足する。

施工時期については、工事主管課との打合せを年に2回実施している。その中では、できるだけ早期発注するように伝えているものの、工事の性質や補助金の関係等で、発注を前倒しすることが難しい案件があるのが現状である。

施工時期の平準化については、4月から6月までのいわゆる工事の閑散期の1か月あたりの平均件数を年度全体の1か月あたりの平均件数で割ったものを平準化率として、毎年計算している。そして、この平準化率については、1に近いほど平準化が進んだ状態を示し、市ではこれまで0.4から0.5で推移していたものの、工事主管課の理解もあり、令和3年度の最新のデータでは、0.82まで上がってきている。

今後も市として、施工時期の平準化に向けた取組は、継続していきたいと考える。

○委員

了解した。

○委員

本件については、他の工事と比較すると落札率が低い。また、積算超過を理由に辞退した事業者がない。この点について、発注者側としてどのように考えているのか。

○街づくり事業課

電線共同溝整備工事については、ほかの舗装工事や街築工事と比較して、落札率が確かに低い。これについては、工事内容が物を工場で作成して、それを地中に埋めるという作業が主になるため、現場の工事期間が短い。この点が、事業者としては、落札しやすい要因なのではないかと見込んでいる。

○事務局

過去の電線共同溝工事の落札率について、低い工事もあれば高い工事も確認している。この点については、事務局も注目しているが、原因が明らかになっていない。

○街づくり事業課

積算については、市では都の積算基準を採用しているが、その中では、直接工事費に対して現場管理費や一般管理費等が一定の割合で掛かる仕組みになっている。一方で、本件は工場製作が大部分を占める工事であることから、事業者としては現場管理費を抑えられる余地があることで、入札金額を下げることもできるのではないかと考えている。

○委員

現状では、通常どおり積算していても資材価格の高騰が原因で、金額が1.5倍になってしまうような話も聞いている。その場合、市では資材価格の高騰への対応はどのようにしているのか。本件の審査から離れてしまうかもしれないが、確認したい。

○事務局

積算は起工の時期に応じた最新の単価を用いて実施しているものの、事業者が施工し始めた後に、急激に資材価格が高騰することにより、価格が合わなくなることがありえる。その場合には、契約約款のスライド条項を適用することで、資材価格の高騰に対応している。

○委員

資材価格の高騰が影響について、質問した。内容について、了解した。

○委員長

では、3件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

エ 令4 調布駅南側下水道管移設工事（不調・特命随意契約）

【事業・工事概要説明】

○下水道課

本工事は、調布駅前広場南側における令和4年度に街づくり事業課が行う令4 調布駅南側電線共同溝整備工事（以下、「電線共同溝整備工事」という。）に関連して、支障となる既設の下水道管を車道側に移設するもの。

工事場所は、調布駅南側ロータリー（調布市布田4丁目1番地先から2番地先）である。主な工事内容として、①下水道管の新設及び撤去、②人孔の新設及び撤去である。

①について、管の内径が40センチメートルの塩化ビニール管を54.9メートル新設した。一方、撤去した鉄筋コンクリート管について、内径25センチメートルのものが48.65メートル、内径35センチメートルのものが19.16メートル、内径40センチメートルのものが24.39メートルである。

撤去延長が新設に対して多い理由は、管の一部で重複して2本並列する状態になることを防ぐため、該当部分の管を1本に取りまとめることから、新設と撤去の延長に差が生じている。また、既設公衆トイレに関連して、本工事では撤去することができない内

径35センチメートルの塩化ビニール管を11.3メートル使用廃止した。これについては、今後、トイレの撤去工事と併せて撤去を予定していることから、現状では残置している。

②について、内径90センチメートルの1号人孔を2基新設し、4基撤去した。また、既設人孔2箇所に対してインバート改良を行った。

その他、各家庭からの汚水管、道路の集水、汚水等に係る管の取付け及び取替えを合計7箇所で行い、付帯工として工事の都合で一度撤去した点字ブロック及び街渠の復旧工事を行った。また、道路整備工事が今後予定されていることから、舗装については仮復旧としている。

【入札・契約手続説明】

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の下水道工事であることから、要綱及び実施基準に基づき、一般競争入札を実施したところ、全者辞退により不調になったことに加えて、関連する工事との兼ね合いで施工期間が限られていたことから、特命随意契約として再発注した結果、契約に至った案件。

1回目の入札手続に係る基礎情報として、本件については、街づくり事業課の電線共同溝整備工事に先行する下水道工事として発注し、令和4年10月26日に契約することを想定し、入札手続を開始した。なお、最低制限価格は不調となったため非公表。

本件の設計金額は約2,900万円余の金額で、業種は下水道工事であることから、実施基準の別表に照らすと設計金額が3,000万円未満の区分に該当するため、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても実施基準のとおり市内本店1,000点未満とした。

公告は令和4年10月6日に行い、申請書提出期限を10月3日としていたが、参加申込みがなかったため入札手続を中止した。

2回目の手続について、通常であれば入札が中止や不調になった案件は、これまで条件などを変更して再度の入札に付すことを原則としているが、本工事は同一施工場所の電線共同溝整備工事に先立ち電線共同溝に支障となる下水道管の移設工事を実施するものであり、整備スケジュールの都合上、令和4年12月末までに移設工事を完了する必要があったことから、再度の入札に付す時間がなかった。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の規定により、随意契約による契約手続を進めた。

また、随意契約の相手方は、公平性の確保及び工期内の履行が見込める者として、調布市建設業協同組合とした。その理由としては、組合の構成員には本工事の業種である下水道工事の競争入札参加資格を有している事業者も加入していることから、組合とその構成員が同一の入札案件に参加することを認めていない調布市の競争入札において、組合に入札参加意思があったとしても構成員の受注機会を阻害する恐れがあり、実質的には組合として競争入札に参加することができない状況であったこと、また、組合自体が建設業許可

を取得しているとともに、技術者も所属し、市と組合では道路・下水道施設ほか市有施設における緊急補修等に対応することを目的に、土木系工事の年間単価契約も締結しているため、これまでも急な事態に対応するための受注体制を整え、契約を確実に履行してきた十分な実績があるためである。

以上のことから、調布市建設業協同組合に11月15日に見積りを依頼し、11月22日に見積り合わせを行い、11月25日に契約を締結した。

なお、本件は工期を延伸する内容として、契約変更を令和5年1月20日に実施している。契約変更の理由について、契約締結後、速やかに工事着手を行うため準備をしていたものの、交通誘導員の確保に向けて十数者に当たったところ、年末かつ夜間施工という条件で平日の手配が難しく、工事が実施できない状況になり、年明けからは交通誘導員が手配できるようになったが、当初にやむを得ず不稼働日にした施工分を挽回することが困難になったことから、不稼働日に係る工事日数及び片づけ工に要する日数分の工事期間を確保するため、工期を延長する必要性が生じた。

【質疑応答】

○委員

本件について、経過を踏まえると施行令第167条の2第1項の第5号でも適用できたのではないかと考えながら説明を聞いていたが、第8号を適用した理由を確認したい。

○事務局

随意契約については、複数の条項にあてはまる場合もあるが、工事の性質や手続を最も端的に該当する条項を検討し、適用する条項を決めている。そして、本件については、第8号が最適と判断した。

○委員

本件については、確かに8号だけでも問題は無いように思うが、12月末までに移設工事を完了する必要があった事情からすると第5号を併記しても良かったのではないかと。

○事務局

第5号について、調布市の整理では、災害に係る緊急工事や物を緊急で直す緊急修繕で適用することとしていることから、本件においては第8号が最適と判断した。

○委員

了解した。

○委員

本件については、問題なく工事は完了したのか。

○下水道課

12月末に交通誘導員が手配できない日が数日あったが、電線共同溝工事に支障なく、本件に係る現場の工事は1月上旬に完了している。

○委員

契約変更によって工期が2月10日まで延びているが、変更前の工期ぐらいで終わったということか。

○下水道課

書類作成等以外は、当初の工期と同時期に完了した。

○委員

了解した。

○委員

これまでも入札が不調になった案件はいくつもあったが、本件は特命随意契約（以下、「特命随契」という）をしている。ただ、特命随契が行われるケースは限定的だと考える。調布市において、特命随契はあまりないと思うが、特命随契を行う場合の考え方等はあるのか。単に工事スケジュールに係るものではない理由はあるのか。

○事務局

不調になった案件については、改めて入札を行うことを基本的な考え方としている。ただ、本件は関連工事の関係で、再び入札した場合に当初の契約の目的を果たすことができない極めて限られた案件であった。そして、特命随契については、本件のような極めて限定的な枠組みの中で対応している。

○委員

了解した。

○委員

施行令の8号は、不調ではなく入札者がいない場合に適用するのではないか。

○事務局

本件は、申込み者がいないことから入札手続を中止している。

○委員

施行令の8号の適用要件はもっと狭くなるのではないか。

○事務局

入札の参加者が全て辞退するか、本件のように、そもそも参加申込者がいない場合には、「入札者がいないとき」に当てはまると捉えている。

○委員

了解した。

○委員長

では、4件目の審査については以上で終了とする。
本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

（全委員了承）

(2) 審査結果集約

【審査結果】

今回は、入札不調・中止案件を含む制限付き一般競争入札方式及び特命随意契約の案件

4件を選定し、審査を行った。いずれの案件も法令及び要綱等に基づき入札・契約手続が適正かつ適切に行われていた。

今回の審査会では、入札手続に係る事業者の全者辞退もしくは入札参加希望者が不在の案件が目立った。建設事業者は、手持ち工事との兼合いや工期を含む設計内容等を勘案しながら、入札に参加することから、施工時期が集中すると、参加意欲はあっても、最終的に入札を辞退せざるを得ない場合も考えられる。今後は、建設事業者に対する時間外の抑制が求められることや、公共工事特有の制約がある中においても入札の不調・中止の発生を抑制する観点から、施工時期の平準化に関する取組は継続されたい。

また、工事の肝となる設計については、委託した場合は特に費用対効果はもちろんのこと、施工計画を重視し、実際に施工できる内容となっているかという視点をより強く意識し、業務にあたること。

そして、入札不調・中止に伴う特命随意契約については、適切に運用されていることを確認した。入札が不調・中止となった案件に対しては、再発注を基本としつつも、特命随意契約する場合は、案件の内容のほか適用条項の精査等に関して今後も慎重に取扱われたい。

3 閉会

次回の委員会日程

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、別途日程調整を行う。